

## 議 案 第 9 号

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正した  
いので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて  
同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。